平成２３年（フ）第１号
埼玉県秩父市大野原2327番地３　こぶし団地403号
債務者　小野寺洋子（旧姓堀込）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘15棟205号
債務者　倉地　秋枝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９５２号
大阪市西区江戸堀３丁目７番21―901号
債務者　清水谷　亮
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻井　康平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－５－504号、前住所大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番13号
債務者　新菊水こと　岸田　圭司
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９９号
大阪府藤井寺市梅が園町３番30号
債務者　青山酒店こと　青山　康正
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
堺市南区宮山台４丁３番21―203号
債務者　共栄塗装こと　小村祐一郎
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４３号
茨城県ひたちなか市和田町２丁目６番18号
債務者　川崎　　進
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　周行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
長野市大字鶴賀210番地の３
債務者　松本　正好
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３９９号
大阪府門真市小路町５番11号
債務者　田中佐江子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉平　大充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番45―302号
債務者　甘利　　勝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳矢　卓洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７号
京都市北区上賀茂本山359番地１
債務者　笹井　一生
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目８番９号
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
さいたま市西区大字中釘2101番地２　県営大宮中釘団地404
債務者　利根川　信
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９５号
愛知県江南市上奈良町久保56番地の１
破産者　有限会社松崎建設
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７１９号
さいたま市岩槻区城南５丁目２番53―５号
破産者　有限会社久保石材
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５８０号
東京都世田谷区上北沢１丁目22―18―303
破産者　阿部　博志
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６７号
茨城県水戸市田野町652番地
破産者　株式会社藤栄建設
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６８号
茨城県水戸市田野町652番地の１
破産者　鈴木　和弘
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所